

市第16号議案

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例（平成5年6月横浜市条例第36号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え
、「及び法」を「、横浜市長の選挙における法第142条第1項第5
号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに横浜市
議会議員及び横浜市長の選挙における法」に改める。

第9条を第12条とする。

第8条中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条各号」を「第11条各号」に改め、同条を第9条
とする。

第5条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 横浜市長の選挙における候補者は、第8条各号に掲げる区

分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が70,000枚を超える場合には、70,000枚）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 横浜市は、横浜市長の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合にあっては、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合

7円30銭

- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 4
円88銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に365,00
0円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得
た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭と
する。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市長の選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担するた
め、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正したいので提案する。